埼司発第１９６号
令和３年４月３０日

法務省民事局参事官室　御中

埼玉司法書士会
会長　柴　　由　之

「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見書

標記中間試案について、当会は、次のとおり意見を申し述べる。

【意見の対象】
第１総論の１　インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合
【意見の趣旨】
司法書士等の士業者に限り、インターネットを用いてする申立て等を義務化すべきである。
【意見の理由】
甲案については、書面により申立て等がなされた場合、訴状審査権に類する審査権を創設し、「やむを得ない事情」の有無を審査するとされている。この場合、裁判手続きに不慣れな国民が「やむを得ない事情」の有無を前もって判断するのは困難であり、事実上、インターネットを用いた申立て等を強制されることが予想され、インターネットに対応できない国民の裁判を受ける権利を事実上奪うこととなるので、反対する。
乙案の場合、司法書士は、ＩＴ化の技術面においては、先行した不動産・商業法人登記のオンライン申請、電子公証申請等を通して、オンライン申請の特有の回線障害への対応、ＰＤＦファイルの取扱い、コンビニ発行の印鑑証明書の真偽確認等様々な経験をしてきていることから、インターネットを用いた申立て等を訴訟代理人に義務化しても、支障なく対応できるものと考えている。
したがって、民事裁判ＩＴ化により、適正かつ迅速な民事訴訟制度を構築するため、司法書士等の士業者に限り、インターネットを用いてする申立て等を義務化すべきである。

【意見の対象】
第１総論の３　訴訟記録の電子化
【意見の趣旨】
当事者が提出した書面を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として，手数料を徴収することに反対する。

【意見の理由】

『民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する中間試案の補足説明』によれば、手数料を徴収する理由として、書面による申立て等がなされた場合、裁判所において書面を電子化する負担が生じることから、その対価を徴収しない場合、インターネットを用いて申立て等がなされた場合と比較し、「費用負担の観点から不公平が生ずること等」が挙げられている。しかしながら、例えば、口頭弁論期日を多数回重ねた場合、裁判所の提供する役務も増加すると考えられるが、この点については、その分の対価を徴収するという方法は採られておらず、単純に裁判所の提供する役務の量だけをもって、手数料を徴収するか否かを判断することは、不適当であると考える。

【意見の対象】

第２訴えの提起，準備書面の提出

【意見の趣旨】

デポジットの導入に反対する。

【意見の理由】

濫用的な訴えの提起の防止を目的とし、デポジットの導入が提案されているが、わずか数百円のデポジットの支払いを課したからといって、濫用的な訴えの提起が防止されるとは考えられず、本提案は効果の点で疑問である。

【意見の対象】

第３送達の１　システム送達の（１）

「意見の趣旨」

司法書士が司法書士法第３条第４号により、裁判所に提出する電磁的記録の作成の依頼を受けた場合において、原告又は被告が，当該司法書士をシステム送達における受取人とする申出をするときは、送達受取人に記録の閲覧権限を認めつつ、当該司法書士には、申出のあった事件について事件管理システムへのアクセス権を付与すべきである。

【意見の理由】

現行の実務において、司法書士が裁判所提出書類作成業務の依頼を受けた場合、書類作成業務に付随して、訴状の提出・事件記録の謄写・期日管理等の事務を支援する場合がある。これをＩＴ化裁判においても可能とすることは、本人訴訟のＩＴ化を促進する点で実益がある。そのための方策として、原告又は被告が、裁判所に提出する書類の作成を依頼した司法書士に事件管理システムでの送達受取人とすることを希望し、その旨の申出をしたときは、送達受取人に記録の閲覧権限を付与した上で、当該司法書士が事件管理システムにアクセスすることを認めるようにするべきである。

【意見の対象】

第３送達の１　システム送達の（注２）

【意見の趣旨】
裁判所のシステムを通じて提出された送達すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない当事者等に送達する場合、送達すべき電子書類を裁判所において出力するときにおいても、そのための手数料の納付は不要とすべきである。
【意見の理由】
訴訟の相手方等が通知アドレスの届け出をしないことにより、送達するための電子書類出力に関する手数料納付を強いることは、利用者に余計な負担を課すものであり、民事訴訟のＩＴ化を推進するのであれば、国民が利用しやすいよう、意見の趣旨のとおり、対応すべきである。
【意見の対象】
第４送付の２　裁判所の当事者等に対する送付
【意見の趣旨】
当事者が裁判所のシステムを通じて提出した送付すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない相手方に送付する場合、裁判所が送付を行うときにおいても、送付すべき電子書類を裁判所において出力し、そのための手数料の納付は不要とすべきである。
【意見の理由】
訴訟の相手方が通知アドレスの届け出をしなきことにより、送達するための電子書類出力に関する手数料納付を強いることは、利用者に余計な負担を課すものであり、民事訴訟のＩＴ化を推進するのであれば、国民が利用しやすいよう、意見の趣旨のとおり、対応すべきである。

【意見の対象】
第１２訴訟記録の閲覧等の２　裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製
【意見の趣旨】
利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧を認めることに反対する。
【意見の理由】
訴訟記録においては、当事者の私的な事柄が記載されているところ、憲法１３条による人格権の一つとしてプライバシー権は保護されるべき権利として認められているところである。また、憲法８２条による対審及び判決の公開は、訴訟記録の公開を含むものではないと解されており、訴訟記録の閲覧をどのように認めるかは、法律により規定できるものと考えられる。当事者のプライバシーに配慮するならば、本来、訴訟記録の閲覧を何人に対しても認めるべきではないと考えるが、訴訟記録の閲覧に関する現行法の取り扱いを踏まえるならば、利害関係のない第三者による訴訟記録の閲覧は、裁判所に設置された端末によることは認めるとしても、電子処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧は認めるべきでないと考える。